

大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（案）の概要

1 計画の基本的な考え方（第1章）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」）の成立

- ▶ 女性が抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供することが必要
- ▶ 女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として、女性支援法が成立

基本計画の策定

- ▶ 女性支援法や厚生労働省が令和5年3月に策定した基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性への福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを旨とするため大阪府基本計画を策定

2 困難な問題を抱える女性をめぐる現状・課題（第1章）

（1）現状

※数値については一部を除き令和3年度のものであります。（令和4年度集計中のため）

女性相談センター及び市町村婦人相談員の相談状況等

- ▶ 女性相談の件数 大阪府12,133件、婦人相談員（R3年度13市）11,803件
市町村DV相談17,053件（政令市含む）
- ▶ 女性相談センターにおける一時保護件数（一時保護委託件数含む） R3 259件
- ▶ 婦人相談員設置市 14市（32.6%）（R5年度現在）

DVセンターの状況等

- ▶ 大阪府DVセンター 7か所（女性相談センター及び6カ所の子ども家庭センター）
- ▶ 市町村DVセンター 8市（18.6%）（R5年度現在）
- ▶ 配偶者暴力相談支援センター（府・市町村のDVセンター）の認知度 20%（R1）
※資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」

婦人保護施設

- ▶ 婦人保護施設の定員数 60人
- ▶ 令和3年度の入所者実績 86人（本人のみ的人数。うち一時保護委託からの入所者が79人）

民間団体

- ▶ 民間支援団体の掘り起こし：民間団体アンケート回答 46団体（令和5年度調査実施）
- ▶ 行政機関と連携している民間団体 58%
- ▶ 民間支援団体と連携している市町村女性相談窓口 8市（18.6%）（令和4年度調査実施）

（2）課題

支援体制

- ▶ 婦人相談員設置市の数が少ないことに加え、配偶者暴力相談支援センター（府・市町村のDVセンター）の認知度も高いとはいえず、相談や支援のニーズに十分対応できていない可能性がある
- ▶ 相談者のニーズに応じた相談支援や一時保護、福祉サービスの提供について関係機関間の連携体制が不足

民間支援団体との連携

- ▶ 大阪府及び市町村における、民間支援団体と十分な連携が取れているとはいえない

3 基本目標（令和6年度～令和8年度）（第1章）

- ▶ 女性相談支援員をすべての市（33市）に配置するなど、女性相談機能の構築を促進
- ▶ 女性相談支援員の任用6か月以内の初任者研修受講率 100%
- ▶ 配偶者暴力相談支援センター（府・市町村のDVセンター）の認知度 20%（R1）→25%
※おおさか男女共同参画プランにおける目標値（R7年度）と同じ
- ▶ 女性支援に必要な支援者や関係者が参画する会議（支援調整会議等）を17市町村で実施
- ▶ 大阪府及び府内市町村の女性相談窓口を掲載する府ウェブページの閲覧（PV）数 30,000PV
- ▶ 行政機関と連携している民間団体の割合 58%（R5）→75%（民間団体アンケート結果）

6 基本計画の期間等（第3章）

- ▶ 基本計画の対象期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とする。
- ▶ 基本計画の見直しにあたっては、見直し前に各種統計調査、市町村アンケート及び民間団体アンケート等を行い、当該調査結果等をもとに基本計画に定めた基本目標の評価を行う。当該評価により得られた結果をもとに、女性支援の課題や改善点を抽出し、基本計画の見直しを行うこととする。

4 計画の推進体制と役割分担（第2章）

大阪府と市町村は、適切な役割分担のもと、相互に連携して、女性支援事業に取り組む。

大阪府の役割	市町村の役割
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画を策定すること等を通じて、地域特性を考慮しつつ施策を検討・展開 ▶ 段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援のあり方を検討 ▶ 市町村に対する支援や施策の取組状況の把握、必要な取組を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 最も身近な相談先としての役割を果たす ▶ 必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等を実施

5 支援内容（第2章）

<h3>（1）早期の把握（アウトリーチ等）</h3> <p>【具体的取組み（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村が行う早期把握事業（先進事例）の紹介 ▶ 民間団体と連携した既存の早期把握事業の推進（若年女性） 	<h3>（2）居場所の提供</h3> <p>【具体的取組み（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間団体が実施する既存の居場所提供事業の推進・拡大（若年女性） ▶ 民間団体が実施する居場所提供事業の周知
<h3>（3）相談支援</h3> <p>【具体的取組み（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 女性相談センターの相談支援体制の充実（実施中） ▶ 女性相談窓口（府・市町村）の周知 ▶ 市町村への女性相談支援員の配置促進・育成支援 ▶ 女性相談支援員が相談者のニーズに応じた相談支援の提供 ▶ 市町村支援調整会議の開催促進（連携強化モデル事業）及び支援体制の調整 	<h3>（4）一時保護</h3> <p>【具体的取組み（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 適切な一時保護の実施（実施中） ▶ 相談者に対し入所の不安を払拭する丁寧な説明の実施（実施中） ▶ 一時保護委託を充実させ多様なニーズに対応（実施中）
<h3>（5）被害回復支援</h3> <p>【具体的取組み（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 一時保護所への心理療法担当職員の配置（実施中） ▶ 暴力被害者等に対する医療機関等と連携した心身の健康の回復のための援助（実施中） 	<h3>（6）日常生活の回復支援</h3> <p>【具体的取組み（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 女性自立支援センターの支援内容の充実（実施中） ▶ 一時保護を経て施設入所する入所者への支援調整会議 ▶ 女性自立支援センターにおける退所者自立支援事業（実施中）
<h3>（7）同伴児童等への支援</h3> <p>【具体的取組み（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童を伴う一時保護（実施中） ▶ 一時保護中の子どもに対し心理教育を実施（実施中） ▶ 母子ともに支援が可能な施設との連携（実施中） ▶ 支援調整会議における同伴児童等への支援体制の調整 	<h3>（8）自立支援</h3> <p>【具体的取組み（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 女性相談支援員が相談者のニーズに応じた支援の調整窓口として自立支援をコーディネート（再掲） ▶ 支援調整会議における支援体制の調整（再掲） ▶ DV被害者等自立生活援助事業による自立支援 ▶ 経済的自立に向けた就労支援
<h3>（9）アフターケア</h3> <p>【具体的取組み（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村支援調整会議における支援体制の調整（再掲） ▶ 市町村女性相談支援員を中心とした継続的なアフターケア ▶ 女性相談センター等による身元保証人確保対策事業 ▶ DV被害者等自立生活援助事業による自立支援（再掲） ▶ 女性自立支援センターにおける退所者自立支援事業（再掲） 	